

議案第 27 号

大野市子ども食堂見守り支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱案

令和 6 年 3 月 26 日提出

大野市教育委員会

教育長 久保俊岳

提案理由

補助対象となる事業について明確化を図るため

大野市教育委員会告示第 号

大野市子ども食堂見守り支援事業補助金交付要綱（令和4年教育委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月 日

大野市教育委員会

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助対象事業)</p> <p>第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とする。ただし、<u>補助金の交付決定後、1年以上継続して実施する予定があるもので、月1回以上定期的に実施し、子ども又は当該子どもを同伴する保護者等を対象とした無料又は低額の食事の提供（以下「食事支援」という。）を伴うものに限る。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(補助対象事業)</p> <p>第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とする。ただし、子ども又は当該子どもを同伴する保護者等を対象とした無料又は低額の食事の提供（以下「食事支援」という。）を伴うものに限る。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。